

# 高裁なごや vol. 32

## 平成29年度 憲法週間広報行事

毎年5月1日から7日までの憲法週間にちなみ、裁判所、検察庁、弁護士会、法務局では、さまざまな行事を開催しています。

名古屋高等裁判所では、次の行事を開催しました。

### 1 裁判所、検察庁、弁護士会合同企画

#### 「司法を知ろう！」見学ツアー開催報告

5月18日(木)の午後、裁判所・検察庁・弁護士会の共催で、検察庁→裁判所→弁護士会の順番でそれぞれの施設を見学していただくツアーを開催しました。ここでは、裁判所のツアーの様子を御紹介します。

まずは、参加者の皆様に裁判所のことを知っていただくために、裁判所の職員から、裁判所の組織と裁判所で働く人について説明を行いました。次に、現役の裁判官から、裁判官の仕事について説明を行いました。一般市民の方が裁判官と接する機会はありませんが、裁判官が普段どのような仕事をしているか、何に注意しながら裁判に臨んでいるか、など、参加者の皆様の質問にもお答えしながら説明を行うことで、裁判官を身近に感じていただけたことと思います

裁判官の説明の後は、法廷の見学を行いました。参加者の皆様には、法廷内で裁判官等が着る黒い服(法服)を着ていただいたり、裁判官の席がある法壇に上がっていただいたりしました。裁判員裁判のときに使用される法廷においては、分かりやすい裁判を実現するために使用されるディスプレイやタッチパネルなどのIT機器も御覧いただきました。

また、裁判員候補者に選ばれた方の中から、裁判員を選任する手続を行う部屋も御覧いただきました。



(裁判官による説明の様子)

### 【参加された方の声】

- 実際に見て説明を受けると、よく分かった気がします。
- 普段触れ合うことのない場所を見学できてとても面白かったです。
- ドラマで知るくらいだったので、現場(法廷等)の様子を実感できました。検察官、裁判官、弁護士等現職の方々のお話を聞くことができ大変勉強になりました。
- これからも司法についていろいろ知りたいと思いました。

## 2 名古屋高等裁判所・名古屋家庭裁判所合同企画

### 「成年後見制度って何だろう？」開催報告

5月31日(水)の午後、名古屋高等裁判所と名古屋家庭裁判所との合同で、家庭裁判所の役割や、社会的に注目されている成年後見制度について知っていただくための企画を開催しました。

成年後見制度とは、認知症等によって、物事を判断する能力が十分でない方(「御本人」といいます。)について、御本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選任し、御本人を法律的に支援する制度です。

参加者の皆様には、まず、親の判断能力が低下してきた主人公の男性が、成年後見制度を利用する様子を描いた手続説明用ドラマを御覧いただきました。その後、家庭裁判所において実際に成年後見等を担当している裁判官・職員が、成年後見制度を利用するには誰がどこに申し込むのか、成年後見人の仕事はどのようなものか、などについて、スライドを用いながら、より詳しく説明を行いました。

説明の後は、参加者の皆様に、家庭裁判所をより身近に感じていただくために、普段公開されていない家庭裁判所内の施設を見学していただきました。



(裁判官等による説明の様子)

### 【参加された方の声】

- これから、この制度に関わる人が増えると思います。少しでも知識を得ることができ参考になりました。
- ためになる講習会の開催をありがとうございました。

- 講義のみでなく、庁内見学があり、良い体験となりました。
- 普段は見られない所を見学させていただき勉強になりました。

## 夏の広報行事の御案内

名古屋高等裁判所と名古屋家庭裁判所は、8月16日(水)に、夏休み企画として模擬少年審判と庁舎見学を内容とする広報行事を合同で行う予定です。

応募方法等については、追って名古屋高等裁判所ウェブサイトにて御案内を掲載いたします。